

近世灌漑水利に關する研究 (其の一)

—河内国大和川左岸王水樋組の場合—

津 川 正 幸

目 次

はじめに

一、王水樋組沿革

(一) 名称及樋組合村落

(二) 近世的管理組織の形成

二、水 論

(一) 樋組内村落における水論

(二) 樋組外村落との水論

はじめに

先に本誌「經濟論集」第五卷第一号において、「近世灌漑水利に關する一・二の史料」と題する拙稿を發表するの機会が与えられ、河内国大和川右岸地方に残存する灌漑水利に關する史料を断片的に紹介したが、その統編ともゆうべく、且又、さきに拙稿の不備を些少なりとも補充する意味において、といふながらも前回同様、なお幾多の不備と誤謬をおかしていることと思われるけれども、本稿においては大和川左岸地方の一用水樋組を取上げ、その樋組沿革と、そこでおこつた水論を中心に近世における水利慣行の形成に關する史料の紹介を行ひ、いさゝかの私

近世灌漑水利に關する研究 (津川)

見を加えようとするもので、大方の諸賢の御叱正を賜れば幸甚である。

なお本稿に使用するところの史料は、主として、大阪府藤井寺町小泉家の保管所蔵にかゝる地方文書類で、左記の三冊の水論控帳がその中心となつてゐる。従つて本稿中においてこれらの水論控帳記載の訴状あるいは写を引用した場合は、註書として後記することを省略し、三冊の控帳を（イ）、（ロ）、（ハ）と区別し、その区別記号を夫々の引用文書に傍記することとした。

又、これらの文書を引用する場合、なるべく原文のまゝ記載するようにつとめたが、一部を省略した場合もあり、*々*、*而*、等の慣用文字を除いた送り仮名、および文中の変体仮名は、すべてこれを平仮名にかきあらためた。又傍点、句読点をほどこしあるは筆者において附記したものである。

記

- （イ）道明寺領新規土樋伏取払出入諸書附控帳（文政二年より同三年まで）
- （ロ）菅田村水論並碓井村領新規土樋板関砂関取払出入訴訟返答諸事控 壹番（文政六年六月）
- （ハ）王水井路碓井村領に而用水妨出入諸書付控 貳番（文政七年二月）

一、王水樋組沿革

（一）名称及樋組合村落の概況

王水樋組とは、現在の大阪府南河内郡古市町大字碓井に樋門を有し、後述する旧古市、丹南、丹北、志紀、四ヶ那の内八ヶ村を組合村とする用水樋組で、これらの諸村落は石川及新大和川左岸に散在する村落である。

王水樋は南方の蔵王峠に源を發し、山間部を迂曲して流れる石川より取水し来り、今日尚その儘の取水状態であるが、南に高く、北に低い地勢と、石川の流下するおびたゞしい土砂によつて、屢々「下流淤塞して快瀉を缺き、一朝淫霜日を累ぬれば暴漲横溢田園を没す」るような状態を呈した。⁽¹⁾しかし大和川開鑿後は悪水吐きには問題はなく、古来水利上の苦心は用水確保を繞つて、水上の村、水下の村で種々特殊な水利慣行の形成が見られる。

この樋組を王水樋組、その井路筋を王水井路と呼称している由来は詳びらかではないが、古来、菅田（こむだ）の地は、品陀和氣命即ち応神天皇に深い因縁を有する土地柄で、王水井路も同天皇を祭神とし、応神陵の下にある菅田社の中を貫通し、上は同社の放生川であり、下に至つて用水井路となつているところで、このような理由によつて「王水樋」或は「王水井路」と呼ばれるようになったと伝えられている。

さて王水樋より農業用水をえている同樋組合の村落は、文政二年の文書には、⁽¹⁾

一、応神天皇之御宇より引統候石川筋古市郡碓井村領内に王水樋と申国役御普請所に而此水流に今王水川と相唱水上菅田村道明寺村古室村沢田村林村藤井寺村岡村小山村都合八ヶ村往古より樋組に而水下小山村者用水懸り諸入用銀勘定取締方に而村々田地水懸り高に応じ割合銀書出し払請仕候に付八ヶ村より水盛り高積古帳面小山村に預り置御座候。

とあり水上菅田村外七ヶ村を組合村とする樋組であつた事がしれる。

しかし右の樋組八ヶ村は徳川中期以降の文書に見られる樋組村落数で大和川瀬替え、ならびに大乗川水流切替え後の事であつて、寛文年間以前の記録には屢々七ヶ村と書かれている。しかもこの七ヶ村なる記入が、後年に至り樋組外の村である隣村碓井村との水論において、問題の一つとして取上げられた。

近世灌溉水利に関する研究（津川）

取替一札之写（写）

一、今度古市郡碓井村領内に御座候王水七ヶ村に樋御公儀様へ御訴訟奉申上候に付出来仕候。此樋之入用銀によらず用水之儀は先規之如に互に可仕候。為其互に判形致候右之書物村々御座候。依而後日之証文如件

寛文九年酉正月廿二日

| | |
|----------------------------|-------|
| 菅田村庄屋 | 五兵衛 |
| 道明寺村庄屋 | 伊右衛門 |
| 林村庄屋 | 九兵衛 |
| 岡村庄屋 | 弥兵衛 |
| 同 | 半右衛門 |
| 古室村庄屋 | 角兵衛 |
| 沢田村庄屋 | 与三右衛門 |
| 葛井寺村庄屋 <small>（本郷）</small> | 清左衛門 |
| 同 | 新兵衛 |
| 小山村庄屋 | 七左衛門 |
| 同 | 又介 |
| | 次郎兵衛 |

右之通王水樋奉願上候節組合村為取替一札之写乍恐奉差上候已上

文政二年卯十一月十二日

七ヶ村惣代 林 村庄屋 猪 三 太

沢田村庄屋 弥 兵 衛

小山村年寄 清 右 衛 門

同 頭百姓 又 右 衛 門

御 奉 行 様

右に見られる文書がその一例である。

このように「王水七ヶ村」と書かれているが、署名している庄屋を一覧すると八ヶ村の庄屋の連名となつてい
しからば何故に、七ヶ村用水とするされているのか、この文書が控帳に記録されていたものであるから、誤記され
たのではなからうかとの疑問も残るところであるが、そうではないらしく、他の文書にも、七ヶ村とするされてい
る。

徳川幕府の治政にうつつて後、領有支配の変遷はあつたが、分郷、村切りの事実もなく、灌漑地域の拡大化とい
う事もなかつたようである。何れにしろその理由はさだかではないが、次の文書が多少とも、その理由を物語つて
くれるであろう。即ち、

乍 恐 口 上 (六)

一、七ヶ村用水と書来り御座候へ共往古々之書物数通皆々只今之通八ヶ村之連印仕御座候は、字に唱へ候哉と奉存
候尤寛文中御検使御奉行様へ奉書上候も七ヶ村と有之其節之出入願方に候へ共同組合故菅田村道明寺村社領古

室村ハ役人名前を別ニ上之方に書記御座候故右之通に御座候則返答書一通奉入御覽候。（文政七申年八月三日）
或は、別書に、

乍 恐 口 上^(c)

一、元来王水樋之儀は往古々御国役に而御公儀様々御伏セ被下候而則樋表柱笠木に八ヶ村立会と御書下有之組合之儀ハ井路幅論以前々取締り有之候。御印附奉受候事も御座候儀ニ而畢竟右争論は井路幅論に而其節道明寺村並菅田八幡宮社領古室村右両村ハ御寺百姓に付菅田寺中より人足被呼取候故右争論に相加り不申相手向之村方斗り御書記御座候儀と奉存候。（文政六未年十月）

このように樋伏込みの当初より、八ヶ村立会と書下げられており、右文書の語る通り、訴訟内容によつて、相手方、あるいはわ訴訟方の村落のみを加算して計上したのが七ヶ村の記入としてあらわれたものであるうか。

なお灌漑地域の拡大化、即ち具体的には宝永元年の大和川瀬替え⁽²⁾に關連する大乗川の切替えによつて用水にはなれた地域村落の新加入といふ事が考へられるが、それは何の關係もなく、むしろ、従来、王水樋組の落水を用水として受けていた、大田村、沼村、津堂村等の地域が縮少、切断されたくらいで、樋組への新加入は全くない。又、大乗川の利用については

一、古大乗川元禄年中切違迄私共村々用水之由申立候。此儀右様之義一切聞伝へ不申候。

一、大乗川並池掛りも御座候由被申立候。

此儀大乗川用水掛り、池掛り夫々田地に差別御座候。

あるいは他の文書^(c)においても、

一、大乗川往古ハ私共村之用水之由被申上候得共此義ハ別紙奉差上候古絵図面に大乗川を悪水路、王水川を用水路と御書下御座候。則絵図奉入御覽候。

とかゝれていて、王水樋組には大乗川は、一応無関係であつたと考へてよいであらう。

元来、王水樋の場合、他の樋組においても同様であつたであらうと思はれるが、樋組合というのは、⁽²⁾一、都而樋組合と申ハ御書下ケ又ハ往古之約定証文を以取締り有之候を組合と相唱候儀被申立候。

右は私共奉願上候趣意に而当王水樋組之儀は寛文九子年私共八ヶ村約定連印証文致し合有之其上承応年中組合之内に而用水之儀に付争論出来御高判之訴状奉受候儀も有之御裏御印附表にも八ヶ村と奉書上候は私共村方に相違無御座候。

とある通り、相互に約定証文を取りかわし、水利共同体としての制約を受けている村落で、それは内部的なむすびつきであつて、対外的には灌漑地域として樋組合村落が問題に取りあげられた例はあるけれども、樋組合内では自明の事であり、王水樋組は、菅田、道明寺、古室(両村)、沢田、林、藤井寺、岡、小山(両村)の八ヶ村を樋組合村としていた事に相違なかつた。

しからば、これらの王水樋組合村落の村高、王水樋掛り高、領有支配の変遷等ほどのようであつたか。

村高、王水樋掛り高については、第一表に見られるような状態である。

領有支配の変遷については、⁽³⁾撰津、河内一円にあまねく見られる例にもれず、領主はきわめて頻繁に交替し、且複雑な入組支配になつている。近世初期より一貫して、同一領主の支配で明治二年の上地におよんだ村は、八ヶ村の内では、社領の道明寺村と古室村のみで、これについては、古室村の一部と林村が徳川代官支配所より、元禄十

第1表 村高及樋水掛高(イ)

| 村名 | 郡名 | 村高(石) | | 樋水掛 り高 (石) |
|-----|--------|---------|---------|------------------|
| | | 明和元年 | 文政二年 | |
| 小山 | 志紀 | 979.289 | 979.289 | 714.7 |
| | 丹北 | 450.774 | 450.774 | 366.0 |
| 岡 | 丹南 | 674.000 | 739.042 | 250.0 |
| 藤井寺 | 丹南 | 500.000 | 513.493 | 150.0 |
| 誉田 | 古市 | 914.989 | 914.989 | 350.0 |
| 道明寺 | 志紀(寺領) | 199.138 | 174.500 | 59.94 |
| 古室 | 志紀(社領) | 200.000 | 200.000 | 171.0 |
| | 志紀 | 110.304 | 110.304 | 95.0 |
| 林 | 志紀 | 423.025 | 423.025 | 310.78 |
| 沢田 | 志紀 | 497.856 | 497.852 | 350.0 |

年)、代官支配所へと交替している。

小山村は、志紀、丹北両村ともに、天和元年(一六八一年)、板倉内膳正、同二年、代官支配所、元禄七年(一六九四年)、戸田山城守、同十四年、戸田土佐守の領有するところとなり、以後同氏が世襲している。

岡、藤井寺村は寛永元年(一六二四年)、両村とも高木主水、宝曆七年(一七五七年)代官支配所へとうつり、以後、藤井寺村は文化十四年(一八一四年)、大久保加賀守の所領となり同氏が世襲したが、一方、岡村は、安永七年(一七七八年)に大阪城代役知となり、寛政二年(一七九〇年)代官支配所、同十一年(一七九九年)には永井日向守の預所

四年(一七〇一年)に渡辺備中守領となり、同氏世襲で明治にいたつたのと、沢田村が享保十五年(一七三〇年)、代官支配所より土岐氏所領にうつり、同氏の世襲するところとなつたことが見られ、他は屢々、交遷している。繁雑であるけれども、夫々の交遷のあとを記すると、

誉田村は、明暦元年(一六五五年)、牧野佐渡守、元禄二年(一六八九年)、永井伊賀守、同十五年(一七〇二年)、代官支配所、宝永二年(一七〇五年)、本多伯耆守、享保十五年(一七三〇年)、再び代官支配所、安永八年(一七七九年)、大阪城代牧野備後守役知、寛政二年(一七九〇

となり、天保十一年（一八四〇年）以来はもとの代官支配所に移るといふような状態であつた。

このように屢々交替する領有支配と、その支配の入組関係は、当時の領有支配者が、用水争論の解決に対処するに、「下済・内済」等の和解主義的方法をもつてあつた事と相俟つて、領主権力による用水の管理統制ではなく、ということは勿論、徳川封建領主が水利の支配統制について、無干渉であつたり、無力であつたというのではなく、大局的な見地より、繁雑事は諸村落間の相互制約にゆだね、かゝる相互制約によつて律せられている村落を媒介として、農民、したがつて農業生産、貢租徴収を把握、強化し、封建支配を遂行したもので、上級所有権の掌握者としての水利支配を続行し、水利施設の改善、治水政策等の面では、河内の国においても、大和川の川違えにその例が見られる通り、諸村落の協同による農民自身の手では達成しえなかつたように、封建権力による用水管理は、なおきわめて強大であつた事がしれる。しかし他面においては、農民による自治的な農業水利の共同体的管理秩序の樹立をうながし、例外的事例もあるけれども、屢々交替する直属の支配権力の直接的な介入をまたずして、水利共同体としての榎組村落相互間で、あるいは、一村落間内で、和解的に、もしくは妥協的に争論を解決するという方法をとるに至らしめた。その事は、とりもなおさず、権力乃至は法による解決ではなくして、庄屋、年寄、肝煎等の村役人層の「くちぎ」による、いわゆる人による、ひらたくいへば「顔」による解決方法をとるにいたらしめ、その事がひいては、農業用水の特定の人による支配傾向をさへも結果し、水利共同体としての組合村落間に、更に夫々の村落内で、二重の意味における、優劣の差位を生ぜしめ、おのずから支配従属の關係をつくらしめるに至つた要因の一つとして、あづかつて力のあつた事であるといへるであらう。

右のような点に用水管理における近世的な性格が見出されるであらう。

しからば、このような近世的用水管理の状態は、どのような過程をへて出現したのか、節をあらためて考察することにしてしよう。

(二) 近世的管理組織の形成

さて、前述のような灌漑地域をもつ、王水樋組八ヶ村が、いわゆる近世的な水利灌漑組織として、したがつてそれは、農民による自治的、共同体的管理によるもので、このような機構の形成は、旧名主層あるいわ宮座的勢力の後退によつてなすとげられたものであるといへるであろう。しかしこれを年代的に何時頃のことであつたかを明確に把握することは困難なことであるが、王水樋組の場合においては、一応、承応年間前後の頃ではなかつたらうかと思はれる。

中世期においては、王水樋組七ヶ村は菅田社の領有するところで、用水についても菅田社の支配下にあつたようである。

そもそも、菅田神社とはその淵源をたどれば、「社は欽明天皇の勅して応神天皇の御廟前に南向の宝殿を造営し、二十年二月十五日臨幸して、初めて天皇及び諸神を祀り給ひしもの当社の起原なり。……（中略）……後嘉保年間には堀河天皇、長承元年には崇徳天皇、共に臨幸あらせられ、建久七年には源頼朝二たび社殿を新営し、且伽藍を置きて、神領を方四十町と定め、神輿・長刀・神馬等を寄進し、北条氏・足利氏また頼朝の旧例を襲ひしに、天正年中に至り、織田信長に神領を没収せられて一時衰運に傾かんとしたるも、同十一年九月十九日豊臣秀吉は、沢田村の内にて二百石を寄附し、同十四年兵燹の爲め社殿其の他の建物悉く焼失し、文禄三年十二月二日社領を古室村に転換せられしが、慶長十一年四月豊臣秀頼は片桐且元を奉行として社殿を再営せり、現在の神殿・拝殿即ち

是れなり。徳川氏復た元和三年九月七日朱印を与へて、旧の如く社領を寄附せり。⁽⁵⁾ という状態で、これによつて中世鎌倉幕府当時より、近世初期の徳川幕府に至る、夫々の幕府、封建主権者の誉田社の対遇と、社の盛衰の一端がうかがわれるが、これによつて判明する通り、中世期の誉田社の領有する土地は、方四十町が寄進されていたのに比較して、織豊政権以降の治政下においては、古室村の内二百石をもつて社領とされる状態となつた。しかし領有する土地は縮小されたけれども、なお近世初期には、用水管理の点では、旧誉田社領七ヶ村に、誉田社の支配権、あるいはそれを背景としての宮座的支配が残存していたようである。即ち寛文十二年閏六月の文書によれば、

乍 恐 言 上⁽⁶⁾

一、七ヶ村と申は往古は誉田八幡之社領に而御座候。然処に八幡を相伝り申家来之衆七人御座候を一ヶ村に菅人つゝ名主に相定被申従夫王水と申井路始り川口を五拾町余流末小山村迄王水のりと相極候事は、右七人之名主を定置申候。就夫喝水に罷成候へは番水之水と申候へ而七人之名主立合分木を以て水を七つに割七ヶ村へ分申候。其例を以今に至り喝水之時は名主罷出七ヶ村へ七つ分入させ申候其上八幡宮へ七人之名主を二月初之辰之日、辰之口と申候而名主中に廻振舞仕候。則八幡宮へ斗樽壺つ、かます一連そなへ申候御事。八月十五日に名主を式法に而米八升八御こしかき申者之賃米、又八升はほこ・たち・てんかい持之賃米、同壺斗は御酒穀代、又壺斗は名主誉田八幡之たり堂に寄合川之相談仕候度々之茶代、右之通七人之名主を代々勤來候へ共、川方三人之名主八九拾年以前を名役をとめうしなる申候に付、只今は拙者菅人式法を勤來り申候御事。

一、上方四人之名主之内三人は高木勘解由様御知行所藤井寺村、南岡、北岡、是三ヶ村に名主三人御座候。一人はとめうしなる申候。岡両村之名主は四五拾ヶ年以前に小山村又助、又右エ門兩人へ名役をゆつり相勤來り申候処

に、今度川切之義に付誉田寺中新儀を申かけられ古室、沢田、林右三ヶ村と出入被任候に付、小山村又助、又右エ門に名主之由来被為成御尋候処ニ不存候通口書仕差上ヶ被申候。拙者其折節大津に罷在御前様へ不参仕候。拙者儀は八幡家来此方名役をつき、代々井路の例法を申渡候故凡三四代此方之例法はあらゝ奉存候。拙者代々罷成廿年余此方之義は慥に先例を以て、井路川之はゞを相改来り申候段紛無御座候。就夫八幡宮之式法も拙者壱人は今に相勤来り申候は寺中にも被存知候処に、只今御断不申候へは名役やふれ候。其上太田村ヶ米壱石、津堂村・小山村に而米三石余先年ヶ年々取来り申候名役やふれ申候へは右之米取申事成不申候に付迷惑に奉存由来を申上候事。

とあり、「八幡ヶ相伝り申家来之衆七人」……「一ヶ村に壱人つゝ名主ニ相定」る宮座組織の存在を明記し、「其例を以今に至り喝水之時は名主罷出」分水を行う事を記している。又、二月初の辰の日に、「辰之口と申候而名主中に廻振舞仕候」とあるのは、水稻栽培を主たる生業とし、水の便を仰ぐことの厚い我が国では、古来、水の神は穀物の豊穰をもたらすべき神として、灌漑用水としての水によせる信仰は顕著なものがあつて、各地方に水口の神を祭る風習がのこされている程であるが、この場合も、二月はじめの辰の日を選んだという事は、水神・水霊を竜、ヲロチなどで表現しようとする水神信仰の一例であつて、しかも当日、「用水定礼」とでもいうべき誉田八幡社へ供物として、酒一斗樽一つ、塩かます一連を奉納し、更に中秋、八月十五日には、米三斗六升を夫々の名目にて上納する等、このような水によせる信仰と結び付いた宮座的勢力により、用水の支配管理が行なわれていた事が推察されるであらう。

更にその支配は、「只今御断不申候へは名役やふれ候。其上太田村ヶ米壱石、津堂村、小山村に而米三石余先年

6年々取来り申候。名役やふれ申候へは右之米取申事成不申候」との文面で察知しうるように、悪水の融通をうける下流の樋組合外村落にまでおよんでいた事がしれる。

又、「番水之水」、即ち同一の水系を利用する樋組合諸村落間において、喝水の為に引水困難をきたすような場合、用水施設の不完全なることを補足し、比較的各村落に平等な用水の分配を行う方法として、先ず合理的であると考えられ、我が国の農村において、古来、中世近世を通じて今日に至るまでも伝統的に持続されてきた番水制の施行においても、中世の番水制が荘園領主、あるいは神社等の権力による統制の下で行われたものであったのに対して、近世におけるそれは、漸次農民の自治的、共同体的管理にもとづく番水制に変質していったという点に、中世的、近世的な番水制の性格の相違点を求めるなれば、王水樋組における近世初期の番水制は、中世的支配統制がなお残存し、かゝる現実より脱皮せんとする動向が窺われる。即ち、

申上候王水番水定之事^(口)

一、いつにても大日てりにて御座候へは菅田村、道明寺村、沢田村、小山村、岡村、藤井寺村、古室村此七ヶ村之庄屋百姓共こん田村へ寄合仕則八幡之御前にて一番二番之次第くじとりに仕番水に相定水引下入申御事。先年と田地へ水入申例之儀は家役に割符仕取申候に付、古室村田地之内、道明寺、沢田、林村と出作候とても古室村之番水他領之百姓作り申分は水少も入させ不申候ニ付めいゝの村々水番にあたり候時古室村之田地へ水引下入申御事。

一、小山村、藤井寺村、沢田村、林村領内田地之内、古室村之百姓出作仕候処に其村々水番之時は少も入させ不申候例に御座候故古室村之番水にあたり候時他領へ水引下入申御事。

右之通七ヶ村先例之例御座候故其樋毎年違乱申儀ハたかに無御座候間双方被召出御聞届被成候而相違御座候ハ、いかやうにも可被仰付候則菅田八幡寺領二百石之百姓も右之例よく存申候間御尋被成可被下候依而為其申上候以上

寛永九年申六月廿五日

古室村庄屋 与三右工門

同年寄 善 助

同 喜右工門

同 庄 助

同 嘉右工門

其方被仰付古室村百姓よひよせ申聞せ候へは如此之事書上ケ申候間近々可有御覽候以上

申六月廿五日

未谷 孫左工門判

東 一 院

大水はん水之事岡村之儀は本郷出作とも番水を入申候。其段之出作をやりし他領へ番水をひき申事前々より一円無御座候已上

卯七月卅日

岡 村 弥二右工門 書判

同 新右工門

御八幡御寺中様

新 兵 衛

大水番水之事当村之儀は本郷出作衆共おしなべ番水を入申候当村之番に他領へ水引申事前々其例無御座候以上
寛永四年七月廿八日

| | | | |
|--|-----|------|----|
| | 菅田村 | 次郎兵衛 | 書判 |
| | 同 | 彦左エ門 | 〃 |
| | 同 | 四郎兵衛 | 〃 |
| | 同 | 甚左エ門 | 〃 |

八幡御寺中

大水番水之事藤井寺村之儀は本郷に番水を入申候、たれうゑは番水おひき申事一ゑんに不仕候已上

卯七月三十日

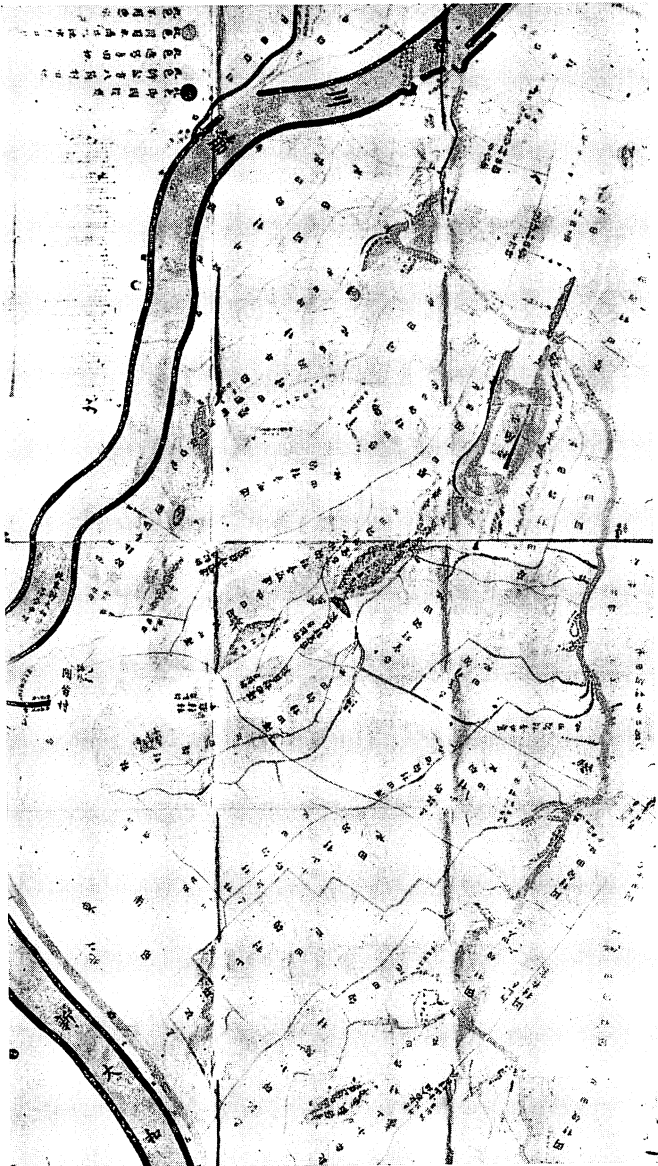
御てら志ゆへ

| | | | |
|--|------|------|---|
| | 藤井寺村 | 弥兵衛 | 印 |
| | 同村 | 治右エ門 | 印 |

前掲の文書にも、「其例を以て今に至り喝水の時は名主罷り出、七ヶ村へ七つ分入させ申候」、と書かれている点は、近世初期にはなお中世的な領主寺院の残存勢力、あるいは宮座的勢力の支配統制が認められるであろう。しかし領有支配の交替、それに応じての社会相の変転、即ち例を菅田寺領にとつても、織田氏による寺領の没収、豊臣氏により幾分その先例が緩和されたといへども、二百石の寄進、更にまた太閤検地による寺領の変更があり、と同時に他方において、太閤検地の意図であつた小農民の自立策によつて、かつての名主——八幡相伝の家来等をも領主に対する百姓に下降、変質せしめ、農民はおしなべて、耕作關係を年貢負担の源泉とし、負担責任者としての意味において、封建支配の対象とされた。この政策が徳川幕藩体制の中で、さらに整備強化され、旧寺領は

天領地として代官支配所に、あるいは封建家臣への知行地として複雑な入組支配にうつされた為に、村落共同体内の農民相互間の対抗関係において、なお社寺祭礼等の行事を通じて、これを最後の抵抗線とし、宮座的勢力を持続しようと固執し、あるいは寺百姓として社寺の権力を背景に水利における特権的地位を保持しようとした旧勢力も、本田畑の所持者であり、耕作者であるという農民身分においては、一様の支配をうけねばならなかつた事によつて、かつての特権者より後退するの余儀なきを結果し、したがつて水利管理も自治的な共同体管理に推移していったものと見られるであろう。

換言すば、用水管理における、名主——宮座的勢力による中世的な旧慣行は、既に衰廢、變質の途上にあり、「上方（水上の諸村落）四人之名主之内……岡両村之名主は四五拾年以前に小山村兩人へ名役をゆつり」、この名役の譲渡交替の理由は何であつたか判明しないが、用水樋掛り高より推察して、旧名役居住の岡村は二五〇石、これに對して小山村は志紀、丹北両村を併せて一〇七〇石余の樋水掛り高（第一表参照）をもつ村落であり、しかも最も水末に位置する（別図参照）という地理的に不利な条件におかれている小山村では、共同の利害と責任において、より合理的な用水分配乃至は用水管理を主張し、分水相談等にあたつても、常に最も前列に出て、自村落の利害を昂論したのであらうと思われる。と同時に樋組合村落間では村高も最上位にあつたところの経済的規模の裏付けもあつて、かつてはこの村には任せられなかつた名役の譲渡をうけたものであつたであらうし、その間に一部小農民の自立上昇の動きをも推察されるであらう。これらの諸点については、具体的に、生産力の發展、土地所有の移動等に亘つて、つぶさに検討し、如何なる性格の百姓が上昇し、あるいは下降したかを、あとづけた上で述べねばならないところであるけれども、遺憾ながら、具体的な史料を欠いている為に、その傾向のみを推察したまでである。



第一圖 文政7年6月壬水用水確井領にて土樋戸関新規妨出入絵図部分

(現物の約 $\frac{1}{12}$ 大)

しかして、小山村より交替した新名主達は「名主之由来被為被御尋候に不存候」と、いわれるも、彼等は名主の由緒、あるいは伝統を云々するのではなく、いわゆる新興勢力として、しかも一個人としてではなく当初は村落共同体に包含された一員として、自村落全体の為の用水確保の責任の荷ひ手としての方向へ変質しつゝあつたと見てよいのではなからうか。

以上の様な水利の近世的管理及管理組織の形成は、即ち上級領主の支配統制を脱却し、旧宮座的勢力を追放する過程の中に、一揆ではなく漸次に自治的な共同体管理による、樋組合村落相互の約定、規約の制定によつてなしとげられたが、これらの約定、それにもとづいた水利慣行は、屢々生じた水論を通じて、一層具体化し、不備は補充され、相互に利解されたものであつた。よつて次節においては、王水樋組における水論の個々の例によつて、考察を進めるであらう。

二、水 論

本来、水は、水そのものゝもつ社会経済的性格よりして、土地以上の公共性を有するものであり、我が国のように水田耕作を主たる農業形態とするところでは、殊更にその意味が強い。

近世における水による制約については、摂河泉地方のように菜種、木棉、蔬菜等の商品作物生産地帯では、純然たる水田耕作地帯に比して、強い水の制約をうけず、しかも河内大和川沿岸地方のように採草地を殆どもたない処では、とりわけ肥料の面でも購入肥料あるいは、下屎仲間の仲介による都市の排出する尿尿に依存する傾向の強い地方は、水を通じての共同体規制の制約から解放されはじめたとはいへ、質的な差異があつたにしろ、水に

よる制約から全くときはなされていたものではなかつた。土地利用の面でも、田方棉作とはいふものの、全面的に田を棉圃として切替へてしまつたのではなく、稲―麦―棉―麦の輪作による土地利用方法、あるいは、搔上田として利用するとか、⁽⁸⁾隔年に棉、稲の作付を行うとかいうように、やはり稲作といふ事につながつており、旱天時には、⁽⁹⁾尤縮綿両作之内、其旱之大小に於て菅田村領稲作斗り入渡し候其比順々に水上通り稲作斗り入渡し候、一同入濟候は、如元菅田村領を綿作入下し申候儀に御座候、然る処当年水下村々毛付出来かたく候に菅田村は稲作は不申及綿作迄十分に水入剩用外之場所之水掠取候、とかかかっているように、棉作にも、水を入れていた事がうかがわれるし、用水外之場所の記事で畑地灌漑をさへも、行なつていたと思われる程で、やはり、如何に商品作物生産が發展しようとも、程度の差はあれ、本質的には、水の必要性は何等かわることがなかつたといふのである。

王水樋組のみについて見ても、幕末に至り、なお屢々水論が繰返えされていることからしてもその事はいへるであらう。水論は、大雨、旱天等の自然的要因によつて生じるものであるかもしれない、しかしこの自然的条件に左右されるような基礎の上に立つている農業生産である故に水を繞る争論が繰返えされ、水を通じての共同体的規制が存在するのである。

さて、王水樋組における水利状態は、

「本郡ハ中央ニ大和川アリ東部ニ石川アルヲ以テ溜池等ヲ設ケス専ラ此川水ヲ引キテ田地ニ灌漑シ得ル故水利十分ナルカ如クナレトモ其実早魃ノ際ハ川浚エ等ノ為メ毎々許多ノ費用ヲ消シ又夏季数々降雨アルモ多クハ上流ノ樋管等ニ引取ルヲ以テ田地灌水ニ乏シク早害ヲ蒙ルノ患アリ概シテ水利ノ不十分ナル方トス」と大阪府農事調査の志紀郡の部にかゝれているように、水利不充分的地方であつた。したがつて、灌漑設備―用水樋、用水井路、あるいは

分配の問題をめぐつて、水論がたゞかわされたが、本節では、一応、樋組内における場合と、樋組外村落に対してはどうあつたかに項をわかち、考察を進めるであらう。

(一) 樋組内村落における水論

先ず樋組内村落間であらそわれた水論で、現在記録に残された、主なるものを掲げておくと、

(年代)

(内容)

(訴訟方)

(相手方)

承応三年五月

井路妨げ

小山村

古室村

寛文十二年七月

井路幅論

八幡社

七ヶ村

元禄七年十二月

土手掘崩

八幡社

誉田村

文政二年十一月

七ヶ村

道明寺村

(文政三年正月廿日済口)

文政六年六月八日

新規土樋伏込

悪水差留利不尽

七ヶ村

誉田村

(同年六月十三日下済にて願下)

嘉永七年五月

用水差留利不尽

七ヶ村

誉田村

と前後数回にわたる水論が記録に残されている。しかしこれらに記録に残された水論は、屢々おこつた水論にあつて、その都度先例の証拠書としてその写が提出されたもので、これらの外にも現在記録には見られないけれども、水論があつたであろうことが推察される。

近世灌溉水利に関する研究 (津川)

さて承応年間の水論は

乍恐言上仕候(口)

一、河州小山村高千七拾石余は小野長左エ門殿御代官所同高四百石余は平野藤次郎殿御代官所に而御座候。当年喝水に(向心)当所共に而作付申も不罷成迷惑仕候御事

一、大水と申井溝かゝり誉田村道明寺古室村林村沢田村藤井寺村岡村右七ヶ村は不残田地植付仕致候小山村義は流之末に而御座候故当年水一円下り不申殊迷惑仕右七ヶ村へ相断同心に而大河之瀬掘いたし漸く去る十八日に水下りかかり申候処に右七ヶ村之内古室村は末谷孫左エ門殿御代官所誉田寺領と入組之村に而御座候。誉田寺領之百姓罷出用水を悪水ぬき御たひ所と申を切ならし番之者共散々ちやうちやく仕候に付寺領之百姓次兵衛六兵衛と申者二人捕誉田寺内中之坊と申仁に相断置申候御事。

一、先年大水かきわけの井溝三つ溝と申処即三筋並御座候を誉田寺領之古室村百姓此度新義に老筋之溝を三尺はと堀上げ申候。其上古室村之田地はひきく大水之井溝□□仕迷惑仕候御事。

右之通被為聞召上誉田寺領古室村之百姓被召出如先規被為仰付被下小山村御田地に以御慈悲作付仕候は、難有可奉存候以上

承応三年午五月廿二日

小野長左エ門殿御代官所

御奉行様

小山村庄屋

又

助

洞

次郎兵衛

同年寄 藤右工門

平野藤次郎殿御代官所

庄屋 七兵衛

同年寄 四郎兵衛

如此目安上候致返答書公事ニ可罷出候様子可相尋也

午五月廿七日

備 前

石 見

即ち、右は田植時の灌水で、水上の村落は一応、挿秧作業が終つてゐる様子であり、水末村の小山村のみが未だ挿秧にいたつていない。そこで樋組同心にて大河(石川)の瀬堀りを行ひ、漸く水が下りかゝつたところ、寺領古室村の用水妨げがもちあがつた。古室村百姓達は、小山村より役づけられてゐる用水番人を暴力沙汰に及び、散々打擲して、悪水抜きを切りはなし、部落根性による「我田引水」の行動に出たのであるが、この様な行為は、お互に、水をうるか、えないかが、生活、生命につながる重大事であつただけに、許さるべきものではなく、なお残存勢力を有する菅田社の背景があつたとはいへ、水利共同体の他の村落においても看過しえない問題であつただけに、公事にとりあげられ大坂町奉行の裁許によつて落着を見た。

次いで寛文、元禄のものは、菅田八幡社が樋組八カ村を相手取つての水論で、朱印地として与へられた神域内の放生川を川浚えのにおりに不当に切広げ、要害の堤を堀崩したとの訴訟であるが、結果「一、論所之場境内故、御朱印に御結込被極下且又古証文共も有之故、慶長年中村中寄進之由申之段重々不届に候。急度可申付候へ共此度は乞

赦免候、論所如元致シ可相返候。向後神事祭礼等之儀ニ付而も妨申間敷候、若相背候は、急度曲事に可申付候。」との申渡し一札で落着をみた。

次に文政二年、道明寺村を相手取り、樋組七ヶ村の水論は、新規土樋伏込みの出入であつて、

「^(イ)相手道明寺村には隣村野中村瓦屋幸助方に而差渡し八寸土樋数多相調、当例水引土樋を下に而当月上旬々地面高之畑平地を五尺斗土中を悪々に堀割、夫を居村西へ向け凡五拾間余新規土樋伏込凡拾間斗相隔処に差渡し五尺高サ同断斗之大桶を伏せ水会所を取拵、夫を用水懸りに而無之土地高き畑地を取下、追々水田に可致積りて、さすれば水^(イ)下^(イ)村々は濁水に及ぶべきこと相違なしとの懸念より、水論となつたが、もともと、「先年之組合規定取替一札にも決而八ヶ村用水筋ニ付新法之儀相企て被為有之候は、申合早速取払候様可致旨規定有之処、其体新法取拵申候を其段差置候は、追々外へも猥に相成候組合取しまり相成かたく」なるとの約定もあり、道明寺では、既に土樋代金も瓦屋方へ支払つたあとでもあり、強引に土樋伏込みの承認を求めたが、結局「^(イ)右土樋大桶に至迄不残取払地所元形ニ引直シ仕候、尤、^(イ)匆、^(イ)釣、^(イ)瓶、^(イ)二挺之儀は是迄通之振合を以願方村々に而承知仕右一件に付向後互に聊無申分和融」を見た。

なお文政六年六月八日、七ヶ村より誉田村を相手どつての水論は、水上村の利不尽で、これは直ちに談合により下済となつている。よつて詳細については省略する。

以上樋組内における水論について、簡単にその具体相をみてきたが、水論として取上げるなれば、石川を同一水源とする樋組外村落との水論を先ず取上げなければならなかつたであらう。

(二) 樋組外村落との水論

樋組外村落、具体的には古市郡碓井村と王水樋組村落間における、水論は、記録にとゞめられ判明する範囲では、明暦の初頃より、寛文中、享保十一年、寛延二年、宝暦十二年、明和元年、安永十年（天明）と屢々おこつていられるけれども、最もその規模において大きく、長期間に亘つてなされた水論は、文政六未年六月十日にはじまつたもので、この水論は、それに関する残存記録の一番終りになつてゐる、文政八酉年四月十五日の文書によつても未だ解決をみず、あしかけ四年の日時を費している。

といつてもこの水論が、先例に比して特殊なものであつたのではなく、屢々繰返して行なわれた例に洩れず、用水引取妨げについての出入であつた。その端緒は、

引合 覚^①

一、其領内に王水樋と相唱我々共八ヶ村組合用水往古より有之用水引取百姓相統致し来り罷在候。然る処当年旱魃続石川流絶候ニ付、八ヶ村先規仕来りを以当五月組合村々数多人足差出し、石川王水樋之上川中堀割涌用水を以村々御田地相統可致候処、如何之訳に候哉、此度其御村方には新規板関砂関土樋板樋等伏込、右涌用水押領被成候に付、村々御田地亡所仕百姓相統難出来難洪仕候故、右新規御止め被下候様先達而度々引合申入候得共何等之趣意に而候哉、右御取払も無之候に付、無是非出訴仕候度、此段今一応御引合申入候間下に而右新規品々御取払可被成哉否哉、奥書御調印可被下候已上。

文政六年六月十日

八ヶ村庄屋

碓井村

御役人中

近世灌溉水利に関する研究（津川）

近世灌溉水利に関する研究（津川）

八八

碓井村の引合答(口)

右之通御引合候得共元来当村にも水掛にて新規之筋一切無之往古々水引土樋箱入樋等有来り之水引之儀は当年限り不申水入れ来り、板関砂関等も先規々仕来有之候而其方村方も能々御承知之儀当年限り右躰御引合不得其意存候、当村におゐて新規杯之儀一切無之候間右之段御答申候。

御承知可被下候已上

文政六年未六月十二日

碓井村入組 庄屋 六右エ門

庄屋時三右衛門病死に付

年寄 甚 助

と引合書と引合返答書の双方の意見、主張の相異により、

乍恐御訴訟(口)

引合書取用不申趣意御糺出入

願 方 (署)

相手方 (署)

一、石川筋御国役御普請所右相手方領内に字王水樋と相唱候私共八ヶ村組合用水に而此水掛り高村々都合式千七百八拾式石四斗八升諸入用右高え相掛り夫々御田地相続仕来り罷在候。

然る処当年は早統に而五月上旬々石川流絶候に付先規致来りを以右八ヶ村々日々数多人足差出、右王水樋前川

上え川中堀割涌用水を以一同御田地相続可致候処、如何之訳に候哉、數多人足諸入用等相過^(懸)け堀涌候甲斐も無御座涌用水少く相成候に付旁々以難心得追々樋元え過^(懸)け付及見候処、既に相手碓井村には右井路筋に此度新規砂関板関數ヶ所取替、所々に土樋を伏、或は板四寸に八寸之長壺丈斗之板樋を右井路堤堀切用水押領仕候に付、驚入直様右相手之者共え何故右躰新規取上用水妨^(懸)け候哉と及引合候へ共、一頓頓着不仕私共村々御田地亡消可仕故無是悲出訴仕度、当月十日々度々引合書差入候へ共一向右引合書取用不申候に付不得止事御願奉申上候間、何卒格別之御隣愍を以右相手方早々御召出何等之趣意に而引合書取用不申哉、始末御糺被為成下候は、御慈悲難有奉存候已上

文政六未年六月十三日

御奉行様

右 十名連印

との出訴に及んだ。時あたかも稲の生育の経過は本田期に当り、插秧、活着の最も灌漑の必要な時期であつただけに、水論當時者双方のうごきには微妙なものがあつて、奉行所においても、直ちに相手村方を呼出しの上、引合書の趣意を相用い、和談下済になすよう申渡したところ、訴訟方にもこの旨が伝わり、翌六月十四日には願下げの断状を提出している。

しかし、これをもつて一応落着の見通しがついたかに思われた水論も、一向に埒があかず、相手碓井村においても何等相あらためる点がないまゝに、同月十八日に再び出訴し、七月十二日に樋組合村々の地頭あつかいに水論は

下渡された。しかし何分にも稲作稼最中の時でもあり、日々訴訟公事に鳩首談合しては夫々に不行届となるばかりで、こゝにおいて、訴訟方村落より七月二十六日までの日延を願出た。

その間に取噺人として、三日市村庄屋五兵衛、西坂田村庄屋五右エ門を頼み、更に、北木本村庄屋政太郎が加わり、再三の調停にもかかわらず、双方が相譲らぬ為に、文政六年八月廿三日には、

乍恐口上^(口)

(前畧) 当月八日右場所え罷越井路筋見廻り候上訴答村々出入之趣意承札候処願村々々申立候は願面之通、碓井村は右用水井路組外に付樋普請井路入用銀等不相掛候而用水勝手に関取候に付樋組八ヶ村妨に相成り難儀之由申立、相手碓井村申候は、王水井路之儀は元來碓井村井路にて寛文中繪図面御裏書に菅田村碓井村井路川下七ヶ村と御座候趣申立候。其趣意私共不奉存儀に而右井路入組自他難相分、此義は私共取噺仕候筋にも無御座候様奉存候依之碓井村え王水井路々水引取候地所相尋候処凡反別三町歩高四拾石斗之義に付願方八ヶ村水掛高式千七百石余之廿歩一にも不相当場に而高割之水遣し候共格別差支有之間敷奉存候に付、樋組井路組之差別に不抱高割之水遣之和濟いたし候様掛合候得共何分願村々承知不仕候に付相手碓井村掛合候にも不至、外に取噺仕存付も無御座私共取噺御断申上度今日御限に付乍恐以書付右之段奉申上候以上

取 噺 三 庄 屋

御立会御役人中様

右之書付未八月廿三日岸本様御役所え被差上候処御立会に而明廿四日御番所へ返上可致被伝候由、翌廿四日御一同御役人中御番所え御返上之上村々触出候処追而可呼出被仰付候。

と取嘆人三庄屋の辞退により、再び大阪西奉行所扱ひになつた。

かくして九月七日、願村方に対して、往古よりの証拠書物の提出を命じ、十月朔日にいたつて、

(c)
一、乍恐言上仕候御哀訴（承応三年五月）

一、王水樋組八ヶ村約定印形証文 一通

一、指上申訴状之事 （寛文十二年六月）

一、口上書 （右同）

一、指上申訴状之事 （寛文十二年七月）

一、覚——当壬六月九日王水井路さらへ普請

一、乍恐口上書差上申候（霜月十日）

一、指上申手形之事 （寛文十二年十二月）

一、古檢之節八ヶ村王水掛り高付

一、覚 （十一月五日）

一、寛文年中井路幡御定絵図写 一枚

一、乍恐以書付奉申上候 一通

一、御国役御普請王水樋伏替帳 五冊

一、王水樋入用銀割賦帳 二冊

の諸写、文書を上進したが、結局文政六年中には水論の解決は見られなかつた。

近世灌溉水利に関する研究（津川）

明けて文政七年二月に至り、相手碓井村より再び、「^(c)噯人を以対談下済仕度」との申入れがあり、これに対して訴訟村方では、「碓井村には作毛生立候得は宜敷候間、噯人へ相任候等と柔和に十分を申出」、と不服をのべつゝも、石川郡甘南備村庄屋九左衛門、志紀郡国府村庄屋吉左衛門に取噯を委託したが、これら二人の取噯人も前年三人の庄屋と同様に「何分^(c)双方先規を申強り候に付私共、両人の懸案にて何れ和談出来不申様奉存候に付、「取噯を退きたしと前車の轍をふんだような恰好になつた。

かくて奉行所においては、再度の下済になすべく、取噯の失敗を見、こゝにおいて同年二月末に論所立会、絵図の提出を命じた。

訴答村々においては、右絵図の作成にあたり、単なる見取図ではなくして、双方談合の上で絵師に委託するのは、こゝとなつた。即ち、

約定証文之事 ^(c)

一、此度我々共村之水論出来右場所絵図右躰立会相認メ可奉差上候処、双方示談之上、貴殿儀右絵図師に御願申則勤料一日銀八匁六歩と相極申所実正也。

然る上は論所御案内之上其許殿え右論所分問書之儀相任候間委敷右躰御認被下候、尤新古無差別御尋之儀逸々無相違御差図可仕候、乍併論人之外余人了簡御信用無之儀是又御約定御座候、勿論御勤料之儀は双方割合御日、延中廿日分宛前手当銀御渡可申候、為後念論所認方御任一札依而如件。

但し日用御燈之儀御仕来通是又双方致承知候以上。

文政七年三月

八ヶ村領分郡村 連印

領分郡碓井村

絵図師

大岡藤二殿

伴 吾
六右エ門

乍 恐 口 上(ハ)

一、当村之爭論一件双方立会絵図被仰付候間右絵図師早々取極申上候様被仰付奉畏候。依之御当地絵図師大岡藤二殿え相極め申候間双方以連印右之段御断奉申上候已上

文政七年三月朔日

村々前々通 連印

御奉行様

その結果、三月初より六月廿八日まで四ヶ月の日時を費し作成されたところの、第一図に見られる様な比較的精密な絵図が、六月廿九日に上進され、七月中はこの絵図を繞つて双方より旧慣をいゝつりの、八月三日には訴訟村方より、前年提出の關係文書外の証換書十一(ハ)点

一、寛文中井路幅論返答書 一通

但し写し書添

一、同年奉書上候 一通

但し写し書添

近世灌溉水利に関する研究(津川)

近世灌漑水利に関する研究（津川）

一、誉田八幡宮廟池御裁許書 一通

但し写し書添

一、王水樋川中堀り間数道石川表諸訳書上ヶ帳 二通

尤内帳面一冊有之 但写書添

一、堤方御役所へ王水樋御書上ヶ帳 一通

但写し書添

一、休舟場為取替証文 一通

但写し書添

一、寛文中御裁許絵図 一枚

一、同籠絵図 二枚

一、同差上申手形之夏 一通

一、誉田村古市村用水出入訴状写 一通

一、駒ヶ谷村の之書状 一通

を再び提出している。

しかし文政七年にも、こえて文政八年に至るも尚論所の決済はつかかなかつた。かゝる水論の内にも井路さらへ普

請は行なわれ、

乍恐御断奉申上候^(ハ)

一、字王水樋一件争論中に御座候所右井路浚仕度段御断奉申上候処御決濟被為成下則帰村之上双方立会当月廿九日に人足貳拾五人に而井路浚仕当翌廿六日人足拾壹人ニ而九つ迄に井路さらへ仕に付乍恐此段御断奉申上候、何卒御決濟被為成下候は、難有奉存候已上

文政八酉年四月廿五日

訴答 両村庄屋

御奉行様

との届けをなし両村立会で作業を行つている。

さて、水論の経過を述べるに饒舌を費やし水論そのものゝ趣意、論点より些か逸脱した感であるが、記述を元にかへして、この水論の基点にたちもどると、早魃が続き水源の石川が喝水をきたし、双方石川川中を瀬堀りして涌用水を夫々の樋口に導入せんとしたところ、碓井村方において新規の板関、砂関、土樋等を伏込み、王水樋組の涌用水を押領したとのきつかけで水論をおこしたが、王水樋組、碓井村の双方の石川沿岸に普請された、この水論において問題となつた用水樋は、

(一)
字王水樋 河州古市郡碓井村領内

一樋壺ヶ所 長八間 内法平均四尺二寸五分四方

国役御普請所 戸前四ツ柱建

是は碓井村領内に御座候へ共王水八ヶ村用水樋に御座候。夏川之間水筋見合堰仕用水引申候。尤濁水に至候へは大乗川鯉尾堤古市村碓井村領境堤根を拾間除け樋口へ見通しに川上へ碓井村厚味樋貳拾間下迄水尾堀いたし用水引

近世灌溉水利に関する研究(津川)

申候。

字西堤小樋

一樋壹ヶ所 長八間 上口式尺五寸 下口壹尺八寸 高サ式尺

但戸前四ツ柱建 裏戸前なし

国役御普請所

是は碓井村用水樋千川之節は川上王水樋八ヶ村井路筋迄瀬堀仕候。至極濁水に至り候得は古市村領内東堤に御座候碓井村厚味用水樋と碓井村志ん婦前堀越用水樋へ水を取川中堀割小樋へ水引申候。尤川中砂堰仕候、砂関に而難持処へは少々土俵入申候。蛇籠入杭木打候事は無御座候。

右二つの樋であつた。右文中に書かれた通りの濁水時の堀割りであれば問題はなかつたところであるが、碓井村においては、この堀割井路筋へ、訴訟方王水樋組の調査によると、

八ヶ村樋組合用水川口樋尻と碓井領内土樋伏之間改三町斗り候

土樋と壹番

一大土樋 板関 ○ 四拾間余

〃 二番

一右同断 板関 ○ 式拾間余

西 田

一板関斗り 三拾五間余

| | | |
|---|----------|--------------|
| 〃 | 三番 | 但し二番土樋八寸四寸有之 |
| 一 | 井路堤堀割新地 | 〇〇 貳拾貳間余 |
| 〃 | 四番 | |
| 一 | 土樋板関 | 〇 三拾間余 |
| 〃 | 五番 是乃小土樋 | |
| 一 | 右同断 | 〇 八間余 |
| 〃 | 六番 | |
| 一 | 右同断 | 〇 四拾六間半 |
| 〃 | 七番 | |
| 一 | 右同断 | 〇 十六間半 |
| 〃 | 八番 | |
| 一 | 右同断 | 〇 三拾間 |
| 〃 | 九番 | |
| 一 | 右同断 | 〇 三拾三間半 |

と九本の土樋と四カ所の板関をしつらへている。なお新規の堀割をも行つてゐる事を指摘している。

以上のような碓井村の新規普請は古証文に照らして昂論された点であつて、文政七年閏八月十五日の訴訟方より出された文書には、

近世灌溉水利に関する研究（津川）

一、王水樋を石川中水尾筋堀上り間数書入に碓井村を下ケ札仕旱水之節堀割之義御座候へ共間數之義は先庄屋重病に付難相分追而相糺可申上段下ケ札被致候

此儀堺川方御役所を川筋諸識御改之節王水樋組八ヶ村惣代菅田藤井寺村小山村を碓井村両庄屋連印を以厚味樋を式拾間下其迄堀上り候筈之書付寛延二年巳十月八日川方御役所へ諸識書上ケ帳面に王水樋前閼留川中堀上り間數用水引方共八ヶ村碓井村連印に而帳面に相認同年閼四月十九日碓井村御地頭石川若狭守様石川左門様入組御役人々川方御役所へ御上被為帳面之控書写都合式通奉差上候。

右体歴然と仕候義と分明に被申甚迷惑仕候。

一、王水樋前閼留迄碓井村用水小樋を川中堀上り候様下ケ札被致候

此儀碓井村用水は厚味之樋を井路筋有之前条奉申上候休船場へ落し船井路中程に而戸関を張堀越樋を石川中迄横に堀割西堤小樋を通水仕候此水源は王水樋を八町余り川上に而石川流水を閼留め引申候へは纔に壹丁斗之王水堰迄堀割候道理も無之勿論此辺瀬堀仕候儀是迄一切聞及不申候。

と古証文を根拠にはげしく反駁している。かくて碓井村ではなお論点をかえ、寛文十三癸丑年六月十六日の絵図証文に、「河内国古市郡菅田八幡境内並菅田村碓井村と……自今以後八幡境内菅田村碓井村井路川幅八尺に相定之絵図云々」の書入れあるをもつて、王水樋は元來碓井村をふくめての立会樋であると主張したが、これに対しても、「碓井村は樋組外に相違無御座依之只今樋普請瀬堀其外何によらず人足入用等半人半錢も碓井村を差出不申候。勿論古來を樋伏替之節願面等にも立会之例無御座候。」と反駁されている。

こゝで我々が感付くことは、水利権は地盤の所屬の如何を問わず独立しているといふ事であろう。勿論旧藩時

代には地盤所有権とゆうような近代的な意識はなかつたが、所屬に關する意識はなかつた訳ではない。例へば王水樋についても、「是は確井村領内に御座候へ共王水八ヶ村用水樋に御座候。」と書かれてゐるように、他領に所在するとゆう意識はあつた訳である。しかしこの場合樋の所在地、井路がたとえ他領にあらうとも、水利権には何等の影響もなく、しかも他の例によつて見られる「越石米」、「井敷米」等の地所利用に対する反対給付が何等書留められておらず、(恐らくなかつたのではないかと思われるが、明治期に至り、地盤所有権が明確になると「余内」としてあらわれてきている)、むしろ用水管理についての労費負担を水利権の有無の第一要件となし、「何によらず人足入用等半人半錢も確井村を差出不申、」と共同の利害と責任の所在を明らかにしている。

以上まとまりもなく、王水樋組と確井村との間におこた水論を見てきたが、文政六年六月十日に端を發した争論は、翌七年、八年にも落着せず、文政九戌年十一月に至り解決を見たようである。今その時に取替した約定書を見るについては、その有無さえも明らかでなく、全く遺憾な事であるが。幸ひにして明治十年十月の爲取替約定書によつて、若干察知しうるところがある。冗長にわたるが最後にその約定書の本文のみを筆写し、本稿をおわるであらう。

爲取替条約書之事⁽¹⁰⁾

字王水樋尻確井村領井路筋幅員及ヒ箱樋溝午等之儀ニ付去ル文政九丙戌年十一月中約定書及繪図面爲取換置候所去ル明治元戊辰年五月中石川筋洪水ニテ本樋流失前後堤防破壊之節文政年中ニ伏込之定石ヲ失ヒ井路筋万端大二変転候ニ付今般立会之上実地ヲ検査シ且文政年中之約定ニ基キ更ニ条約取結ヒ候所左件之如シ

第壹条

近世灌溉水利に關する研究(津川)

一、石川流水ヲ不残樋口ヘ引取候テ樋之上口壹番敷船梁上端中央ニテ水之流レ四寸以下ト相成ル時ハ干水ト相定メ碓井村ヘ報知之上第貳条ニ記載スル所之箱樋口ヲ八ヶ村ヨリ詰切り碓井村之用水ニテハ決テ相用不申同村用水ハ字小樋ヨリ人力ヲ以引取ナリトモ又ハ淵井戸ナリトモ堀立自ラ相稼可申候左淵掘立候共貳間四方ヨリ不可超過ス事。

但干水之節樋組之尽力ニテ四寸以上之流水下リ候共人力ニテ引取候事故碓井村ヘハ引取不申左客水之節ハ箱樋口ヲ拔放シ碓井ヘモ引取可申事。

第貳条

碓井村領ヘ用水引口

一、箱樋 長サ貳間貳尺 内法 建^(縦) 四寸

横 五寸

但 松木貳寸板ニテ作成

右箱樋伏込地所之儀ハ字王水樋尻敷船梁ヨリ四拾四間下モ東堤下ニ有之、右樋伏方ハ今般同所ニ伏込候長サ三尺幅壹尺厚サ五寸之建石上端ヘ樋口之底板ヲ為敷有之候事。

但右箱樋将来腐朽候節ハ立会検査之上伏替可申候。左入費ハ悉皆碓井村受持之事

第三条

一、箱樋壹ヶ所之外ニ碓井村領内ニ於テ箱樋ハ勿論土樋等一切無之且前有箱樋之外ヘ決テ流水引取不申候事

第四条

第八条

一、井路堤裏溝午敷地余内米代ト字小樋掘越シ人足賃余内ト両様ニテ掘越シ之有無ニテ不抱年々金三拾錢宛八ヶ村ヨリ碓井村へ相渡シ可申事。

第九条

一、碓井村威徳院梵鐘之儀ハ洪水ニテ川表急変之節々村々へ報知之用ニ相立候ニ付去ル明治六年中該院廃止之節鼎庁へ願立御下ケ渡シ相成之共有物ニ相違無之候ニ付テハ自今修繕之入費ハ（碓井村）ヨリ相弁シ可申候事。

右之通条約取結候上ハ互ニ相守可申依之本紙三部ヲ製シ一部ハ本区事務所ニ備置忒部ハ（碓井村）ト各忒部宛持分シ将来之確証ニ可致候依テ如件

明治十年十月四日

河内国第壹大区貳小区

碓井村 八ヶ村 各惣代

註(1) 井上正雄氏 大阪府全志 卷之四

(2) 拙稿 関西大学「経済論集」第五卷第一号 近世灌溉水利に関する一、二の史料。畑中友次氏著 大和川付替工事史

(3) 井上正雄氏 前掲書

(4) 拙稿 前掲論文

(5) 井上正雄氏 前掲書

(6) 柳田国男氏監修 民俗学辞典

(7) 宮本又次氏編 商業的農業の展開

古島・永原氏著、商品生産と寄生地主制

- (8) 浮田典良氏論文 人文地理第七卷第三号掲載 「江戸時代綿作の分布と立地に関する歴史地理学的考察」
大藏永常「綿圃要務」日本科学古典全書第一一巻
- (9) 畑地灌漑が小規模ながら行なわれていたと推察しうる史料としては次の二つの史料がある。
- 一、当村(誉田村)畑方え取井戸之義は往古々墓地に有来り之物井戸有之かき越汲上げ候儀年曆相知れ不申候。尤当年之儀は旱魃にて世節迄菅人も汲上げ候者無之候事。(文政六年六月八日夜文書)
- 一、既に誉田村には先規相背水懸り高不相に満々と貯置、其上右村領字北畑と申場所にて処々新規既に土樋伏込呼井戸取拵右用水懸りにて畑地へ踏車拵拵等にてかき越汲上げ(以下畧) (文政六年六月九日文書)
- (10) 大阪府藤井寺町水利組合所藏